

飲用乳の表示に関する公正競争規約及び同施行規則

公正競争規約	公正競争規約施行規則
<p>(目的)</p> <p>第1条 この公正競争規約（以下「規約」という。）は、不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号)第11条第1項の規定に基づき、牛乳、特別牛乳、成分調整牛乳、低脂肪牛乳、無脂肪牛乳、加工乳及び乳飲料（以下これらを「飲用乳」という。）の取引について行う表示に関する事項を定めることにより、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規約で「牛乳」とは、食品衛生法（昭和22年法律第233号）の規定に基づく乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和26年厚生省令第52号。以下「乳等省令」という。）第2条第3項に規定する牛乳であつて、重量百分率で無脂乳固形分8.0%以上及び乳脂肪分3.0%以上の成分を含有するものをいう。</p> <p>2 この規約で「特別牛乳」とは、乳等省令第2条第4項に規定する特別牛乳であつて、重量百分率で無脂乳固形分8.5%以上及び乳脂肪分3.3%以上の成分を含有するものをいう。</p> <p>3 この規約で「成分調整牛乳」とは、乳等省令第2条第8項に規定する成分調整牛乳であつて、重量百分率で無脂乳固形分8.0%以上の成分を含有するものをいう。</p> <p>4 この規約で「低脂肪牛乳」とは、乳等省令第2条第9項に規定する低脂肪牛乳であつて、重量百分率で無脂乳固形分8.0%以上及び乳脂肪分0.5%以上1.5%以下の成分を含有するものをいう。</p> <p>5 この規約で「無脂肪牛乳」とは、乳等省令第2条第10項に規定する無脂肪牛乳であつて、重量百分率で無脂乳固形分8.0%以上及び乳脂肪分0.5%未満の成分を含有するものをいう。</p> <p>6 この規約で「加工乳」とは、乳等省令第2条第11項に規定する加工乳であつて、重量百分率</p>	

公正競争規約	公正競争規約施行規則
<p>で無脂乳固形分8.0%以上の成分を含有するものをいう。</p> <p>7 この規約で「乳飲料」とは、乳等省令第2条第40項に規定する乳飲料であつて、重量百分率で乳固形分3.0%以上の成分を含有するものをいう。</p> <p>8 この規約で「常温保存可能品」とは、乳等省令第7条第2項第2号ホに規定する常温保存可能品であつて、牛乳、成分調整牛乳、低脂肪牛乳、無脂肪牛乳、加工乳又は乳飲料のうち、連続流動式の加熱殺菌機で殺菌した後、あらかじめ殺菌した容器包装に無菌的に充填したものであつて、食品衛生上摂氏10度以下で保存することを要しないと厚生労働大臣が認めたものをいう。</p> <p>9 この規約で「事業者」とは、飲用乳を製造して販売する者であつて、この規約に参加するものをいう。</p> <p>10 この規約で「表示」とは、「不当景品類及び不当表示防止法第2条の規定により景品類及び表示を指定する件」（昭和37年公正取引委員会告示第3号）第2項各号に規定するものをいう。</p>	<p>【定義】</p> <p>第1条 飲用乳の表示に関する公正競争規約(以下「規約」という。)第2条第10項に規定する「表示」とは、顧客を誘引するための手段として、事業者が自己の供給する飲用乳の取引に関する事項について行う広告その他の表示であつて、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 商品、容器又は包装による広告その他の表示及びこれらに添付した物による広告その他の表示</p> <p>(2) 見本、チラシ、パンフレット、説明書面その他これらに類似する物による広告その他の表示(ダイレクトメール、ファクシミリ等によるものを含む。)及び口頭による広告その他の表示(電話によるものを含む。)</p> <p>(3) ポスター、看板(プラカード及び建物又は電車、自動車等に記載されたものを含む。)、ネオン・サイン、アドバルーン、その他これらに類似する物による広告及び陳列物又は実演による広告</p> <p>(4) 新聞紙、雑誌その他の出版物、放送(有線電気通信設備又は拡声機による放送を含</p>

公正競争規約	公正競争規約施行規則
<p>(必要な表示事項)</p> <p>第3条 事業者は、飲用乳の容器又は包装に、次に掲げる事項を、それぞれ飲用乳の表示に関する公正競争規約施行規則（以下「施行規則」という。）に定めるところにより、見やすい場所に邦文で明りように表示しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 種類別名称 (2) 常温保存可能品にあつては、その旨 (3) 商品名 (4) 主要成分 (5) 原材料名 (6) 殺菌温度及び時間 (7) 内容量 (8) 消費期限又は賞味期限 (9) 保存方法 (10) 開封後の取扱 (11) 乳処理場又は製造所所在地及び乳処理業者又は製造業者の氏名又は名称 	<p>む。)、映写、演劇又は電光による広告 (5) 情報処理の用に供する機器による広告その他の表示(インターネット、パソコン通信等によるものを含む。)</p> <p>【一括表示】</p> <p>第2条 規約第3条の規定により表示すべき事項は、容器又は包装の見やすい場所に、表示した文字が鮮明に識別できるよう邦文をもって、一括表示する。ただし、商品名については邦文以外の文字で表示することができる。</p> <p>2 一括表示する場所(以下「一括表示欄」という。)の活字の大きさは、次に掲げる基準による。ただし、種類別名称、常温保存可能品及び商品名の表示は、日本工業規格Z8305(1962)で規定する(以下同じ。)10.5ポイントの活字以上(乳飲料の種類別名称にあつては、14ポイントの活字以上)の肉太の活字により表示する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 紙、ポリエチレン、アルミニウム箔、その他これに準ずるものであって密栓に使用するキャップのうち、表示可能面積が30平方センチメートル以下のもの・・・6ポイント活字以上 (2) 上記以外の容器・・・8ポイント活字以上 <p>3 一括表示欄の表示順序及び標題は、次に掲げるところによる。ただし、次条、第4条、第5条及び第9条に定めるところに従い表示しないときは、標題を省略することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 表示順序 <p>標題の五十音順に従い順次下方に記載し、記載できない場合は次の列に移行するものとする。</p> (2) 標 題 <ol style="list-style-type: none"> ア. 種類別名称 イ. (常温保存可能品) ウ. 商品名 エ. 無脂乳固形分 オ. 乳脂肪分 カ. 植物性脂肪分 キ. 乳脂外動物性脂肪分(ただし、油脂の

公正競争規約	公正競争規約施行規則
	<p>個々の名称で記載することができる。)</p> <p>ク. 原材料名</p> <p>ケ. 殺菌</p> <p>コ. 内容量</p> <p>サ. 消費期限又は賞味期限</p> <p>シ. 保存方法(摂氏10度以下で保存する旨表示したものにあつては、標題を省略することができる。)</p> <p>ス. 開封後の取扱</p> <p>セ. 製造所所在地 (ただし、厚生労働大臣に届け出た固有の記号の記載をもって製造所所在地の表示に代えることができる。その場合は、製造者の欄にその事業者の所在地を表示するものとする。)</p> <p>ソ. 製造者</p> <p>(3) 前項第1号に定めるキャップにおける一括表示は、次により取り扱うものとする。ただし、次条第2項、第5条、第7条第5号、第11条第1項及び第12条第1項に定めるところに従い一括表示欄外の場所にも表示するとされる表示は省略することができる。</p> <p>ア. 無脂乳固形分、乳脂肪分及び乳脂肪分以外の脂肪分の標題を除き、前号の標題を省略することができる。ただし、殺菌の標題を省略したときは、殺菌温度及び時間の記載の後に「殺菌」と表示するものとする。</p> <p>イ. 開封後の取扱の表示は省略することができる。</p> <p>ウ. 内容量及び保存方法の表示は、容器胴部に表示することにより省略することができる。</p> <p>エ. 第1号に定める表示順序はこの限りではない。</p> <p>【種類別名称の表示】</p> <p>第3条 規約第3条の規定により表示すべき種類別名称は、規約第2条第1項に定める牛乳にあつては「牛乳」と、第2項に定める特別牛乳にあつては「特別牛乳」と、第3項に定める成分調整牛乳にあつては「成分調整牛乳」と、第4項に定</p>

公正競争規約	公正競争規約施行規則
	<p>める低脂肪牛乳にあつては「低脂肪牛乳」と、第5項に定める無脂肪牛乳にあつては「無脂肪牛乳」と、第6項に定める加工乳にあつては「加工乳」と、第7項に定める乳飲料にあつては「乳飲料」とする。</p> <p>2 種類別名称は、一括表示欄に表示するほか、次の基準により邦文をもって明りょうに表示する。</p> <p>(1) 表示する場所は、商品名と密着した周辺部分とし、多面体の容器にあつては、1正面を含む2面以上に表示する。ただし、表示面積上又は容器の形態上やむを得ない事由がある場合(表示面積については、表示可能面積が概ね150平方センチメートル以下の場合に限る。以下同じ。)は、あらかじめ全国飲用牛乳公正取引協議会(以下「公正取引協議会」という。)の承認を得て、1正面で差し支えないものとする。</p> <p>(2) 活字の大きさは、次に掲げる基準に従い肉太の活字とする。</p> <p>ア. 紙、ポリエチレン、アルミニウム箔、その他これに準ずるものであつて、密栓に使用するキャップ・・・・・・・・・・・・・・・・</p> <p>14ポイント活字以上</p> <p>イ. 500ml以下の容器・・・・・・・・・・・・・・・・</p> <p>16ポイント活字以上</p> <p>ウ. 500mlを超える容器・・・・・・・・・・・・・・・・</p> <p>18ポイント活字以上</p> <p>(3) 種類別名称の前に併記して10.5ポイント以上の活字により「種類別」と表示し、この文字を四角い枠で囲むものとする。</p> <p>3 加工乳及び乳飲料にあつては、商品名に「ミルク」又は「乳」の文言を表示する場合は、種類別名称の活字の大きさは前項第2号の基準を充足し、かつ、商品名の活字の3分の2以上の大きさの活字により表示する。</p> <p>4 第2項の規定にかかわらず、表示面積上又は容器の形態上やむを得ない事由がある場合は、あらかじめ公正取引協議会の承認を得て、一括表示欄の種類別名称の表示は省略することがで</p>

公正競争規約	公正競争規約施行規則
	<p>きる。</p> <p>5 必要表示以外に種別名称を英文で表示する場合は、次により表示する。</p> <p>(1) 牛乳は、「MILK」</p> <p>(2) 加工乳は、「PROCESSED MILK」</p> <p>(3) 乳飲料は、「MILK DRINK」</p> <p>【常温保存可能品の表示】</p> <p>第4条 規約第3条の規定により表示すべき常温保存可能品は、一括表示欄に表示するほか、次の基準により邦文をもって明りょうに表示する。ただし、前条第4項に基づき種別名称を一括表示欄から省略する場合は、常温保存可能品の表示も一括表示欄から省略する。</p> <p>(1) 表示する場所は、商品名の周辺部分とし、多面体の容器にあつては、1正面を含む2面以上に表示する。ただし、表示面積上又は容器の形態上やむを得ない事由がある場合は、あらかじめ公正取引協議会の承認を得て、1正面で差し支えないものとする。</p> <p>(2) 常温保存可能品の文字の大きさは、次に掲げる基準に従い肉太の活字とし、当該文字を四角い枠で囲むものとする。</p> <p>ア. 500ml以下の容器・・・・・・・・・・</p> <p>16ポイント活字以上</p> <p>イ. 500mlを超える容器・・・・・・・・・・</p> <p>18ポイント活字以上</p> <p>【商品名の表示】</p> <p>第5条 規約第3条の規定により表示すべき商品名は、一括表示欄に表示するほか、次の基準により明りょうに表示する。ただし、第3条第4項に基づき種別名称を一括表示欄から省略する場合は、商品名の表示も一括表示欄から省略する。</p> <p>(1) 商品名は、当該表示面の中で最も大きな文字で表示し、表示された商品名の少なくとも1つは、容器に表示される文字の中で最も大きな文字とする。</p> <p>(2) ゲーブルトップ型の容器にあつては、折り</p>

公正競争規約	公正競争規約施行規則
	<p>込みのない1正面を含む2面以上に商品名を表示する。当該折り込みのない1正面の商品名は容器に表示される文字の中で最も大きな文字とする。屋根の部分は正面とみなすものとする。</p> <p>(3) ブリック型の容器にあつては、面積の最も大きい1正面を含む2面以上に商品名を表示する。当該面積の最も大きい1正面の商品名は、容器に表示される文字の中で最も大きな文字とする。</p> <p>(4) 円筒形又は円錐形の容器にあつては、口径と高さのいずれか大きい方の面に表示する。</p> <p>(5) ゲーブルトップ型、ブリック型等の容器で、表示面積上又は容器の形態上やむを得ない事由がある場合は、あらかじめ公正取引協議会の承認を得て、1正面で差し支えないものとする。</p> <p>【主要成分の表示】</p> <p>第6条 規約第3条の規定により表示すべき主要成分は、次に掲げる基準により表示する。</p> <p>(1) 種類別に対応して次に掲げる成分を、重量百分率で小数第1位(ただし、小数第2位を四捨五入する。)まで表示する。</p> <p>ア. 牛乳、特別牛乳、成分調整牛乳、低脂肪牛乳及び加工乳にあつては、無脂乳固形分及び乳脂肪分</p> <p>イ. 無脂肪牛乳にあつては、無脂乳固形分及び乳脂肪分(ただし、乳脂肪分を含む場合に限る。)</p> <p>ウ. 乳飲料にあつては、無脂乳固形分及び乳脂肪分並びに乳脂肪分以外の脂肪分を含む場合はその脂肪分</p> <p>(2) 主要成分値は、次の基準により表示する。</p> <p>ア. 牛乳及び特別牛乳にあつては、年間を通じての主要成分値の最低値に「以上」を付して表示する。ただし、あらかじめ公正取引協議会の承認を得て、同一商品名であっても、年間で二分して主要成分値を変えて表示することができる。</p>

公正競争規約	公正競争規約施行規則
	<p>イ. 成分調整牛乳にあつては、一部除去した主要成分は、組成値を、一部除去しない主要成分は、年間を通じての最低値に「以上」を付して表示する。ただし、「以上」を付す場合には、あらかじめ公正取引協議会の承認を得て、同一商品名であっても、年間を二分して当該乳成分値を変えて表示することができる。</p> <p>ウ. 低脂肪牛乳及び無脂肪牛乳にあつては、乳脂肪分は組成値を、無脂乳固形分は年間を通じての最低値に「以上」を付して表示する。ただし、あらかじめ公正取引協議会の承認を得て、同一商品名であっても、年間を二分して無脂乳固形分値を変えて表示することができる。</p> <p>エ. 加工乳にあつては、乳成分の組成値を表示する。</p> <p>オ. 乳飲料にあつては、乳成分及び乳成分以外の脂肪分の組成値を表示する。</p> <p>【原材料名の表示】</p> <p>第7条 規約第3条の規定により表示すべき原材料名は、次の基準により表示する。ただし、表示面積上又は容器の形態上やむを得ない事由がある場合は、あらかじめ公正取引協議会の承認を得て、原材料名を一括表示欄以外の場所に標題を付して表示することができる。この場合は、一括表示欄に記載の場所を明記する。</p> <p>(1) 牛乳、特別牛乳、成分調整牛乳、低脂肪牛乳及び無脂肪牛乳にあつては、「生乳100%」と表示する。</p> <p>(2) 加工乳の原材料は、食品衛生法（昭和22年法律第233号）の規定に基づく乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和26年厚生省令第52号。以下「乳等省令」という。）別表二、(五)の(2)の規定により使用できる主要原料をいい、水を除き、配合割合の多いものの順に主要原料の名称を表示する。ただし、原材料のうち生乳については、生乳50%以上使用の場合、「生乳(50%以上)」と表示し、生</p>

公正競争規約	公正競争規約施行規則
	<p>乳 50%未満使用の場合、「生乳(50%未満)」と表示する。</p> <p>(3) 乳飲料の原材料は、乳、乳製品、主要混合物及び食品衛生法で定める添加物をいい、使用した乳、乳製品及び主要混合物の名称を配合割合の多い順に、その次に、添加物の名称を多い順に、表示する。ただし、原材料のうち生乳については、生乳 50%以上使用の場合、「生乳(50%以上)」と表示し、生乳 50%未満使用の場合、「生乳(50%未満)」と表示する。</p> <p>(4) 前二号ただし書に基づく表示は、50%を基準とした区分に確定できないやむを得ない事由がある場合、別に定める様式を事前に公正取引協議会に提出し、その承認を得て、「生乳」と表示する。</p> <p>(5) 第2号及び第3号ただし書の生乳 50%以上使用の場合に係る表示は、一括表示欄以外の場所にも「生乳 50%以上使用」又は固定値として「生乳〇〇%使用」と表示する。</p> <p>(6) 前各号の場合、生乳の使用割合を工場の帳簿書類で証明するものとする。</p> <p>【殺菌温度及び時間の表示】</p> <p>第8条 規約第3条の規定により表示すべき殺菌温度及び時間は、乳等省令及び「乳及び乳製品の成分規格等に関する省令に基づく表示について」(昭和60年7月8日衛乳第29号厚生省生活衛生局長通知)の別添「乳及び乳製品の成分規格等に関する省令に基づく表示指導要領」(以下「表示指導要領」という。)第二、4(殺菌温度及び時間)の定めるところにより表示する。</p> <p>2 乳飲料にあつては、殺菌温度及び時間の表示を省略することができる。</p> <p>【内容量の表示】</p> <p>第9条 規約第3条の規定により表示すべき内容量は、計量法(平成4年法律第51号)に基づく計量単位規則の規定により表示する。</p> <p>2 表示面積上又は容器の形態上やむを得ない事</p>

公正競争規約	公正競争規約施行規則
	<p>由がある場合は、あらかじめ公正取引協議会の承認を得て、内容を一括表示欄以外の場所に標題を付して表示することができる。この場合は、一括表示欄に記載の場所を明記する。</p> <p>3 第3条第4項に基づき種類別名称を一括表示欄から省略する場合は、種類別名称と同一面に標題を付して内容を記載することにより、内容量の表示も一括表示欄から省略することができる。</p> <p>【消費期限又は賞味期限の表示】</p> <p>第10条 規約第3条の規定により表示すべき消費期限又は賞味期限は、次により表示する。</p> <p>(1) 定められた方法により保存した場合において品質が急速に劣化しやすい飲用乳にあっては、「消費期限」(定められた方法により保存した場合において、腐敗、変敗その他の品質の劣化に伴い安全性を欠くこととなるおそれがないと認められる期限を示す年月日をいう。以下同じ。)である旨の文字を冠したその年月日</p> <p>(2) 前号及び常温保存可能品を除くその他の飲用乳にあっては、「賞味期限」(定められた方法により保存した場合において、期待されるすべての品質の保持が十分に可能であると認められる期限を示す年月日をいう。ただし、当該期限を超えた場合であっても、これらの品質が保持されていることがあるものとする。以下同じ。)である旨の文字を冠したその年月日</p> <p>(3) 飲用乳のうち常温保存可能品にあっては、常温で保存した場合における「賞味期限」である旨の文字を冠したその年月日</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、製造又は加工の日から賞味期限までの期間が3月を超える場合にあっては、賞味期限である旨の文字を冠したその年月の表示をもって賞味期限である旨の文字を冠したその年月日の表示に代えることができる。</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、消費期限又は賞</p>

公正競争規約	公正競争規約施行規則
	<p>味期限である旨の文字を冠したその年月日(以下この項において「期限」という。)の表示は、飲用乳のうち、紙、ポリエチレン、アルミニウム箔、その他これに準ずるもので密栓した容器に収められたものにあつては、期限の日の記載(期限の日が「6」及び「9」の場合は、その数字の前に「0」又は「-」を付記する。)をもって、これに代えることができる。</p> <p>4 消費期限又は賞味期限は、一括表示欄に記載の場所を明記して一括表示欄以外の場所に表示することができる。ただし、この場合の表示は、第2条第2項の規定にかかわらず、次に掲げる基準により、購入者に判読できるよう明りように記載する。</p> <p>(1) 消費期限又は賞味期限の文字の大きさは、次のとおりとする。</p> <p>ア. 500ml以上の容器・・・・・・・・・・ 14ポイント活字以上</p> <p>イ. 500ml未満の容器・・・・・・・・・・ 12ポイント活字以上</p> <p>(2) 年月日に記載するアラビア数字の大きさは、12ポイント以上とする。ただし、印刷技術上やむを得ない事由により定められた活字の大きさを使用することができないときは、あらかじめ公正取引協議会の承認を得て、第2条第2項の規定による活字の大きさ以上で記載することができる。</p> <p>5 事業者は、自己が製造販売する飲用乳について、科学的、合理的な根拠に基づく判断により、消費期限又は賞味期限のいずれかを選択して表示するものとする。この場合において、当該消費期限又は賞味期限は開封前のものである旨の文言を表示することができる。</p> <p>【保存方法の表示】</p> <p>第11条 規約第3条の規定により表示すべき保存方法は、表示指導要領第二、6(保存の方法の表示)に定めるところにより一括表示欄に表示するほか、購入者の注意を喚起するために、一括表示欄以外の場所に1か所以上表示する。ただし、常温保存可能品については、「常温保存」</p>

公正競争規約	公正競争規約施行規則
	<p>の文言は、保存方法を示すものとみなし、一括表示欄以外の場所への表示を省略することができる。</p> <p>2 乳飲料のうち、保存性のある容器に入れ、かつ、摂氏 120 度で4分間加熱殺菌する方法又はこれと同等以上の殺菌効果を有する方法により加熱殺菌した場合には、保存方法の表示を省略することができる。</p> <p>【開封後の取扱の表示】</p> <p>第 12 条 規約第 3 条の規定により表示すべき開封後の取扱は、「開封後は、消費期限又は賞味期限にかかわらず、できる限り早く消費する」旨及び「開封後保存する場合は、摂氏 10 度以下で保存する」旨を一括表示欄に表示するほか、購入者の注意を喚起するために、一括表示欄以外の場所に 1 か所以上表示する。ただし、保存方法の表示に「摂氏 10 度以下で保存する」旨が表示されている場合は、「開封後保存する場合は、摂氏 10 度以下で保存する」旨の表示を省略することができる。</p> <p>2 前項の表示は、表示面積上又は容器の形態上やむを得ない事由がある場合は、あらかじめ公正取引協議会の承認を得て、一括表示欄に記載の場所を明記して一括表示欄以外の場所に表示することができる。この場合、前項に定める一括表示欄以外の場所の表示については省略することができる。</p> <p>3 表示面積上又は容器の形態上やむを得ない事由がある場合にあつては、一括表示欄外の開封後の取扱表示は省略することができる。</p> <p>【乳処理場又は製造所の所在地及び乳処理業者又は製造業者の氏名又は名称の表示】</p> <p>第 13 条 規約第 3 条の規定により表示すべき乳処理場又は製造所の所在地及び乳処理業者又は製造業者の氏名又は名称は、表示指導要領第二、11(乳処理場又は製造所の所在地)、12(乳処理業者又は製造業者の氏名)及び 13(乳処理場又は製造所の所在地の例外表示)に定めると</p>

公正競争規約	公正競争規約施行規則
<p>(特定事項の表示基準)</p> <p>第4条 事業者は、「牛乳」、「特別牛乳」、「成分調整牛乳」、「低脂肪牛乳」及び「無脂肪牛乳」以外の飲用乳を示す文言（商品名、シリーズ名等）として「牛乳」を用いることはできない。</p> <p>2 事業者は、「特別牛乳」、「成分調整牛乳」、「低脂肪牛乳」及び「無脂肪牛乳」にあつては、施行規則で定める表示基準により「牛乳」の文言を表示しなければならない。</p> <p>3 事業者は、飲用乳を示す文言（商品名、シリーズ名等）として「ミルク」又は「乳」を用いる場合は、施行規則で定める表示基準によらなければならない。</p>	<p>ころにより表示する。</p> <p>2 乳処理場又は製造所の所在地及び乳処理業者又は製造業者の氏名又は名称の表示は、表示面積上又は容器の形態上やむを得ない事由がある場合は、あらかじめ公正取引協議会の承認を得て、一括表示欄に記載の場所を明記して同一面の欄外に表示することができる。</p> <p>【特定事項の表示基準】</p> <p>第14条 規約第4条に規定する表示基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 「牛乳」の文言について</p> <p>ア. 特別牛乳、成分調整牛乳、低脂肪牛乳及び無脂肪牛乳にあつては、「特別牛乳」、「成分調整牛乳」、「低脂肪牛乳」及び「無脂肪牛乳」の文言を用いることとし、これらの文言から「牛乳」の文言を分離して用いてはならない。</p> <p>イ. 「特別牛乳」、「成分調整牛乳」、「低脂肪牛乳」及び「無脂肪牛乳」の文言は、活字の大きさ、色調等を同一のものとしなければならない。</p> <p>(2) 飲用乳を示す「ミルク」又は「乳」の文言について</p> <p>ア. 牛乳、特別牛乳、成分調整牛乳、低脂肪牛乳、無脂肪牛乳及び加工乳にあつては、当該牛乳等を示す文言として、「ミルク」又は「乳」を用いることができる。</p> <p>イ. 無脂乳固形分 8.0%以上の乳飲料にあつては、当該乳飲料を示す文言として、「ミルク」又は「乳」を用いることができる。</p> <p>ただし、乳脂肪以外の脂肪を含む場合は、当該乳飲料を示す文言として、「ミルク」又は「乳」を用いることはできない。</p> <p>ウ. この規定にかかわらず商品名と性状から、ア. に規定する飲用乳と異なることが明らかであつて、無脂乳固形分 4.0%以上の乳飲料にあつては、当該乳飲料を示す文言として、「ミルク」又は「乳」を用いることができる。</p>

公正競争規約	公正競争規約施行規則
<p>4 事業者は、次に掲げる文言を表示する場合には、施行規則で定める表示基準によらなければならない。</p> <p>(1) 「特濃」、「濃厚」その他当該飲用乳の乳成分を強調する文言</p> <p>(2) 「特選」、「厳選」、「優良」その他当該飲用乳の品質を強調する文言</p>	<p>【成分又は品質を強調する表示基準】</p> <p>第 15 条 規約第 4 条第 4 項に規定する表示基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 「無脂乳固形分 8.5%以上及び乳脂肪分 3.8%以上」の飲用乳には、「特濃」、「濃厚」等、乳成分が濃い印象を与える文言を表示することができる。</p> <p>(2) 「ジャージー」、「ガンジー」等、牛の品種の文言を商品名に使用する場合は、その品種の生乳に限り使用するものとし、複数の品種を用いる場合、それぞれの品種の生乳の使用割合を表示するものとする。</p> <p>(3) 「無脂乳固形分 8.5%以上」の牛乳、特別牛乳、成分調整牛乳、低脂肪牛乳及び無脂肪牛乳には、「無脂乳固形分 8.5%以上及び乳脂肪分 3.5%以上、並びに細菌数 10 万/m¹以下及び体細胞数 30 万/m¹以下」の生乳を使用し、事前に公正取引協議会が定めた生産管理基準(別添様式)を提出し、かつ、その内容を工場の帳簿書類で証明できることを条件に、「特選」、「厳選」、「優良」等当該飲用乳の品質が優れた印象を与える文言を表示することができる。</p> <p>(4) 「成分無調整」の文言は、牛乳及び特別牛乳に限り表示することができる。</p> <p>(5) 前各号に規定する例示以外の飲用乳の成分又は品質を強調する文言を表示する場合は、あらかじめ公正取引協議会に届出てその承認を得るものとする。</p>
<p>5 事業者は、「無果汁の清涼飲料水等についての表示」(昭和48年公正取引委員会告示第 4 号)の適用を受ける乳飲料にあつては、施行規則で定める基準により、「無果汁である旨」を明りように表示しなければならない。</p>	<p>【無果汁の表示基準】</p> <p>第 16 条 規約第 4 条第 5 項の「無果汁である旨」の表示基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 果汁又は果肉が使用されていない場合は、「無果汁」と表示する。</p> <p>(2) 重量百分率で 5%未満の果汁又は果肉が使用されている場合は、「無果汁」と表示する。ただし、帳簿書類により、その百分率の数値を証明することができる場合に限り、「果汁又は果肉の割合」を百分率の整数値で</p>

公正競争規約	公正競争規約施行規則
<p>(その他の表示事項等)</p> <p>第5条 全国飲用牛乳公正取引協議会は、第1条の目的を達成するため特に必要があると認められる場合には、前二条に規定する事項のほか、これらの事項に関連する表示事項又は表示基準を施行規則により定めることができる。</p>	<p>表示することができる。</p> <p>この場合の表示は、「果汁〇%」、「果汁・果肉〇%」、「果肉〇%」のいずれかとする。</p> <p>(3) 前各号による表示は、商品名の表示(2か所以上に表示されている場合は、そのうちで最も目立つもの)と同一視野に入る場所に14ポイント活字以上の大きさの肉太活字で表示する。</p> <p>(4) 第2条第2項第1号に定めるキャップに一括表示を行う場合は、14ポイント活字以上の活字により、キャップ又はそのフードに、「無果汁」又は第2号ただし書により「果汁又は果肉の割合」を表示する。</p> <p>【除去成分の表示基準】</p> <p>第17条 規約第5条の規定に基づく成分調整牛乳の除去成分に関する表示をする場合の表示基準は、除去した成分の割合の多い順に、一括表示欄以外の場所に1か所以上「除去成分〇〇」、「〇〇を除去しています」等と表示するものとする。</p> <p>【栄養成分又は熱量に関する表示基準】</p> <p>第18条 規約第5条の規定に基づく栄養成分又は熱量に関する表示をする場合の表示基準は、健康増進法(平成14年法律第103号)に基づく「栄養表示基準」(平成15年厚生労働省告示第176号)のとおりとする。ただし、脂質が100ミリリットル当たり0.5グラム未満の飲用乳にあつては、低脂肪、ローファット等低い又は低減された旨の表示はできない。</p> <p>【生乳使用の表示基準】</p> <p>第19条 規約第5条の規定に基づく生乳使用に関する表示を一括表示欄のほかにしようとする場合の表示基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 牛乳、特別牛乳、成分調整牛乳、低脂肪牛乳及び無脂肪牛乳に生乳使用割合を表示する場合は、商品名の周辺部に1箇所「生乳100%</p>

公正競争規約	公正競争規約施行規則
	<p>使用」と表示する。</p> <p>(2) 加工乳及び乳飲料にあつては、「生乳たっぷり」等豊富に生乳を使用している印象を与える文言を用いる場合、生乳を50%以上使用することを条件とし、「生乳〇〇%使用」と固定値を表示する。</p> <p>(3) 加工乳及び乳飲料にあつては、「生乳使用」等生乳を使用している印象を与える文言を用いる場合、「生乳〇〇%使用」と固定値を表示する。</p> <p>(4) 前二号により生乳使用割合を表示する場合は、文字の大きさは14ポイント活字以上とする。ただし、表示面積上又は容器の形態上やむを得ない場合は明りょうに表示するものとする。キャップの場合は不要とする。</p> <p>(5) 生乳使用割合を固定値で表示する場合、その割合を工場の帳簿書類で証明できることを条件とする。</p> <p>【原産地の表示基準】</p> <p>第20条 規約第5条の規定に基づく原産地（生乳の生産が行われている地であつて、かつ、行政区画、旧国名、山麓、高原等社会通念として広く一般に認められている名称又は酪農家名、牧場名等の名称をいう。以下同じ。）の表示基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 牛乳、特別牛乳、成分調整牛乳、低脂肪牛乳及び無脂肪牛乳に原産地を折り込んだ商品名又は説明文を使用する場合は、次の条件を充足するものとする。</p> <p>ア. 表示した原産地の生乳を 100%使用し、その生乳量に応じた限定製品であること。</p> <p>イ. 当該製品に当該生乳を使用したことを工場の帳簿書類で証明できること。</p> <p>ウ. 当該製品の毎日の製造量及び月間の最高・最低・平均値を工場製造記録により明確化されていること。</p> <p>(2) 商品名に付する地名が市街地であるときは、当該市街地で生乳が生産されていない</p>

公正競争規約	公正競争規約施行規則
<p>(不当表示の禁止)</p> <p>第6条 事業者は、飲用乳の取引に関し、次の各号に掲げる表示をしてはならない。</p>	<p>ことが明らかであり、かつ、一般消費者に誤認されるおそれがない場合は、あらかじめ公正取引協議会の承認を得て市街地名を商品名とすることができる。</p> <p>(3) 複数の山麓又は高原地帯で生産された生乳を使用する場合、複数の山麓又は高原の名称を、表示された商品名の周辺に明示することにより、単に「山麓牛乳」又は「高原牛乳」とする商品名を使用することができる。</p> <p>2 加工乳及び乳飲料には、原産地を折り込んだ商品名を表示することはできない。ただし、説明文に原産地を折り込むことはできる。原産地を折り込む場合は、前項の条件を充足するものとするとともに当該原産地の生乳を50%以上使用し、その旨を表示するものとする。</p> <p>3 製造者又は販売者等の会社名、組合名、個人名の一部が原産地の名称である場合は、当該製造者又は販売者等の名称であること若しくは原産地の名称ではないことを当該商品名又は説明文と同一視野に入る場所に1か所以上表示することを条件として、商品名又は説明文にその地名の表示をすることができる。</p> <p>【表示の特例】</p> <p>第21条 ガラス瓶等の飲用乳の容器であって、反復使用するもの及び2種類以上の飲用乳に使用する同一規格のものにあつては、規約第3条に規定する表示事項は、紙、ポリエチレン、アルミニウム箔、その他これに準ずるものであつて密栓に使用するキャップに一括表示することができる。</p> <p>2 ワンウェイガラス瓶等の飲用乳の容器にあつては、円筒形の容器と同じ取扱とし、規約第3条に規定する表示事項はガラス瓶の容器の胴部に表示するものとする。</p> <p>【不当表示の禁止基準】</p> <p>第22条 規約第6条に規定する不当表示は、次に示す表示基準を含めて判断する。</p>

公正競争規約	公正競争規約施行規則
<p>(1) 飲用乳でないものを飲用乳であるかのように誤認されるおそれがある表示</p> <p>(2) 飲用乳の種類について誤認されるおそれがある表示</p> <p>(3) 飲用乳の原料、成分、品質その他の内容について、実際のものよりも著しく優良であると一般消費者に誤認されるおそれがある表示</p>	<p>(1) 飲用乳の種類別名称についての誤認表示</p> <p>ア. 規約第2条に規定する牛乳、特別牛乳、成分調整牛乳、低脂肪牛乳、無脂肪牛乳、加工乳及び乳飲料の成分等を含むものに当該飲用乳の種類別名称の表示をすることはできない。</p> <p>イ. 同一工場(又は同一会社)において種類別名称の異なる飲用乳に同一商品名の表示をすることはできない。ただし、販売者等の委託を受けて製造する飲用乳であって、当該販売者等の名称及び所在地を明示する場合は、この限りではない。</p> <p>(2) 飲用乳の内容等についての誤認表示</p> <p>ア. 飲用乳にあっては、商品名に「本もの」、「生」、「天然」、「自然」、「純」、「新鮮」又はこれらに類似する文言を表示することはできない。</p> <p>イ. 飲用乳の殺菌法のうち、保持式により摂氏63度から同65度までの間で30分間加熱殺菌する方法又は連続式等により摂氏65度から同68度までの間で30分間加熱殺菌する方法(特別牛乳を除く)以外の殺菌法を用いる飲用乳には「低温殺菌」、「低温保持殺菌」等の表示をすることができない。</p> <p>ウ. 同一工場(又は同一会社)において製造する飲用乳の種類別が同一であっても表示成分が異なる場合は、その飲用乳に同一商品名の表示をすることはできない。ただし、第6条第2号ア、イ及びウの場合並びに販売者等の委託を受けて製造する飲用乳であって、当該販売者等の名称及び所在地を明示する場合は、この限りではない。</p> <p>エ. 飲用乳にあっては、商品名に数字を特記するなどして、その内容について強調表示をすることはできない。ただし、あらかじめ公正取引協議会の承認を得て、次の基準により表示する場合は、この限りではな</p>

公正競争規約	公正競争規約施行規則
<p>(4) 病気の予防等に効能効果があるかのように誤認されるおそれがある表示</p>	<p>い。</p> <p>(ア) 商品名に用いた数値は、商品名の他の文言の活字の大きさと同等以下の活字の大きさとし、色違いの色調は用いないものとする。</p> <p>(イ) 商品名に用いた数値についての説明を表示し、一般消費者に誤認されないよう配慮する。</p> <p>(ウ) 数値を含む社名又は屋号を商品名に使用することができる。</p> <p>オ. 加工乳及び乳飲料にあつては、乳牛を配した牧場風景を表示する場合は、図案化した絵を用いるものとする。ただし、生乳を70%以上使用している加工乳及び乳飲料にあつては、この限りではない。</p> <p>カ. 成分又は品質を強調する表示基準に適合しないものは、当該成分又は品質の強調表示をすることはできない。</p> <p>キ. 栄養成分又は熱量に関する表示基準に適合しないものは、当該栄養成分又は熱量の表示をすることはできない。</p> <p>ク. 飲用乳にあつては、食品衛生法に基づく総合衛生管理製造過程を経て製造し又は加工することの厚生労働大臣の承認について、次のような誤認されるおそれのある表示をすることはできない。</p> <p>(ア) 承認を受けていないのに、あたかも承認を受けたかのように誤認されるおそれのある表示</p> <p>(イ) 承認を受けた飲用乳であるという根拠のみをもって、承認を受けていない飲用乳より安全性が優れていると誤認されるおそれのある表示</p> <p>(ウ) 承認を受けた飲用乳は、NASA(米国航空宇宙局)による宇宙食の衛生管理の方法と同等の方法が採られていると誤認されるおそれのある表示</p> <p>(3) 飲用乳の効能、効果についての誤認表示</p> <p>ア. 飲用乳にあつては、医師、学者、体験者</p>

公正競争規約	公正競争規約施行規則
<p>(5) 客観的な根拠に基づかないで、特製、高級等の文言を用いることにより、特に優良であるかのように誤認されるおそれがある表示</p> <p>(6) 他の事業者の飲用乳を中傷し又はひぼうするような表示</p> <p>(7) その他飲用乳の内容又は取引条件について一般消費者に誤認されるおそれがある表示</p>	<p>等の学説、論文、説明文等を引用することによって、疾病に対する予防効果、医学的効用があるかのように誤認されるおそれのある表示をすることはできない。</p> <p>イ. 飲用乳にあつては、健康増進法に基づく特定保健用食品の表示許可を受けていないのに、あたかも表示許可を受けたかのように誤認されるおそれのある表示をすることはできない。</p> <p>(4) 飲用乳の取引条件についての誤認表示</p> <p>ア. 原産地の表示基準に適合しないものは、当該原産地の表示をすることはできない。</p> <p>イ. 飲用乳についての賞又は推奨ではないのに、あたかも当該飲用乳の賞又は推奨であるかのように誤認されるおそれのある表示をすることはできない。</p> <p>【広告に関する表示基準】</p> <p>第 23 条 第 1 条に定める表示方法により飲用乳についての広告を行う場合は、法令、規約及び施行規則を遵守する。</p> <p>2 ワンウェイ容器に次の基準により広告を表示することができる。</p> <p>(1) 広告表示できる面は直方体ワンウェイ容器にあつては、当該飲用乳の必要表示面以外の 1 側面とし、円筒形ワンウェイ容器にあつては、その側面展開図の縦割 1/4 面以内とする。</p> <p>(2) 広告文の上部に 16 ポイント活字以上の文字により「広告欄」又は「広報欄」と表示し、広告又は広報であることを明示する。</p> <p>(3) 広告又は広報の内容については、当該飲用乳以外の商品又は役務についての広告又は広</p>

公正競争規約	公正競争規約施行規則
	<p>報とする。ただし、当該飲用乳に係る景品類の提供の案内については広告扱いとする。</p> <p>(4) 年始の挨拶及び飲用乳容器のリサイクルの広告・広報並びにオリンピック、国体、万博その他国・公共団体が行う行事の広告・広報については、あらかじめ公正取引協議会の承認を得て、第1号に定める表示場所以外に表示すること及び第2号に定める「広告欄」又は「広報欄」の表示を省略することができる。</p> <p>【表示案の点検と容器の届出等】</p> <p>第24条 新規に公正取引協議会に加入しようとするものは、支部を経由して加入届に添え、その使用する飲用乳の容器、紙栓等又はその表示案(版下)を提出して公正取引協議会の点検を受けるものとする。</p> <p>2 会員は、飲用乳に使用する容器、紙栓等を、新規に作成し又は既存の表示を変更しようとするときは、すみやかにその表示案(版下)を公正取引協議会に提出し、点検を受けるものとする。</p> <p>3 会員は、前項により作成した容器、紙栓等を使用するときは、すみやかに当該容器、紙栓等を所属支部を経由して公正取引協議会に提出しなければならない。</p> <p>4 会員は、前二項の規定により提出した容器、紙栓等を廃止したときは、すみやかにその旨を所属支部を経由して公正取引協議会に届け出るものとする。</p> <p>【公正マークの表示】</p> <p>第25条 公正取引協議会は、規約に従い適正な表示をしていると認められる構成事業者に対し、その製造に係わる飲用乳の容器に公正マークを表示させるものとする。</p> <p>2 公正取引協議会は、公正マークが付された飲用乳について、規約等に違反して措置を採った場合は、当該種類の飲用乳に公正マークを表示させてはならない。</p> <p>3 公正マークの標準図版は、次のとおりとし、</p>

公正競争規約	公正競争規約施行規則
<p>(公正取引協議会の設置)</p> <p>第7条 この規約の目的を達成するため、全国飲用牛乳公正取引協議会（以下「公正取引協議会」という。）を設置する。</p> <p>2 公正取引協議会は事業者をもつて構成する。</p> <p>(公正取引協議会の事業)</p> <p>第8条 公正取引協議会は次の事業を行う。</p> <p>(1) この規約の周知徹底に関すること。</p> <p>(2) この規約についての相談及び指導に関すること。</p> <p>(3) 公正マークの表示に関すること。</p> <p>(4) この規約の遵守状況の調査に関すること。</p> <p>(5) この規約の規定に違反する疑いがある事実の調査に関すること。</p> <p>(6) この規約の規定に違反する事業者に対する措置に関すること。</p> <p>(7) 不当景品類及び不当表示防止法及び公正取引に関する法令の普及並びに違反の防止に関すること。</p> <p>(8) 一般消費者からの苦情処理に関すること。</p> <p>(9) 関係官公庁との連絡に関すること。</p> <p>(10) その他この規約の施行に関すること。</p> <p>(違反に対する調査)</p> <p>第9条 公正取引協議会は、第3条、第4条若しくは第6条の規定又は第5条の規定に基づく施行規則に違反する事実があると思料するときは、関係者を招致し、事情を聴取し、関係者に必要な事項を照会し、参考人から意見を求め、その他その事実について必要な調査を行うことができる。</p> <p>2 事業者は、前項の規定に基づく公正取引協議会の調査に協力しなければならない。</p> <p>3 公正取引協議会は、前項の規定に違反して調査に協力しない事業者に対し、当該調査に協力</p>	<p>短径5ミリメートル以上のものとする。</p> <p>4 公正マークは、ガラス瓶その他反復して使用する容器に表示してはならない。</p>

公正競争規約	公正競争規約施行規則
<p>すべき旨を文書をもつて警告し、これに従わないときは、3万円以下の違約金を課し、又は除名処分をすることができる。</p> <p>(違反に対する措置)</p> <p>第10条 公正取引協議会は、第3条、第4条若しくは第6条の規定又は第5条の規定に基づく施行規則に違反する行為があると認めるときは、その違反行為を行つた事業者に対し、その違反行為を排除するために必要な措置を採るべき旨、その違反行為と同種又は類似の違反行為を再び行つてはならない旨、その他これらに関連する事項を実施すべき旨を文書をもつて警告することができる。</p> <p>2 公正取引協議会は、前項の規定による警告を受けた事業者がこれに従っていないと認めるときは、当該事業者に対し、30万円以下の違約金を課し、除名処分をし、又は必要があると認めるときは、消費者庁長官に必要な措置を講ずるよう求めることができる。</p> <p>3 公正取引協議会は、前条第3項又は本条第1項若しくは第2項の規定により警告をし、違約金を課し、又は除名処分をしたときは、その旨を遅滞なく、文書をもつて消費者庁長官に報告するものとする。</p> <p>(違反に対する決定)</p> <p>第11条 公正取引協議会は、第9条第3項又は前条第2項の規定による措置（警告を除く。）を採ろうとする場合には、採るべき措置の案（以下「決定案」という。）を作成し、これを当該事業者に送付するものとする。</p> <p>2 前項の事業者は、決定案の送付を受けた日から10日以内に、公正取引協議会に対して文書によつて異議の申立てをすることができる。</p> <p>3 公正取引協議会は、前項の異議の申立てがあつた場合には、当該事業者に追加の主張及び立証の機会を与え、これらの資料に基づいて更に審理を行い、それに基づいて措置の決定を行うものとする。</p> <p>4 公正取引協議会は、第2項に規定する期間内</p>	

公正競争規約	公正競争規約施行規則
<p>に異議の申立てがなかつた場合には、速やかに決定案の内容と同趣旨の決定を行うものとする。</p> <p>(規則の制定)</p> <p>第12条 公正取引協議会は、この規約の実施に関する事項について規則を定めることができる。</p> <p>2 前項の規則を定め、又はこれを変更しようとするときは、事前に消費者庁長官及び公正取引委員会の承認を受けるものとする。</p> <p>附 則</p> <p>この規約の変更は、消費者庁及び消費者委員会設置法（平成 21 年法律第 48 号）の施行日から施行する。</p>	<p>附 則</p> <p>この施行規則の変更は、公正取引委員会の承認を受けた日（平成 21 年 8 月 25 日）から施行する。</p>